



公共高第619号
平成20年 3月17日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴う医療制度の変更について (通知)

このことについて、平成20年4月1日から施行される事項についての概要を下記のとおりお知らせします。

記

1 後期高齢者医療制度の創設

75歳以上(65歳以上75歳未満で一定の障害に関する認定を受けている者も含む)の組合員及び被扶養者について、これまでの老人保健制度に代わり、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の適用を受けることとなります。

なお、取扱い等詳細は、別添の公共高第616号にてご確認ください。

2 乳幼児にかかる自己負担割合の変更

現在のところ、3歳未満の乳幼児について医療費の自己負担割合は2割とされていますが、平成20年4月1日以降は、義務教育就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日)までの自己負担割合が2割となります。

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
自己負担割合2割	3歳未満	義務教育就学前

3 70歳から75歳未満の者にかかる自己負担割合について

平成20年4月1日以降、70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者(所得区分が現役並み所得者及び後期高齢者医療制度の対象となる65歳以上75歳未満で一定の障害に関する認定を受けている者を除く)に係る医療費の自己負担割合が1割から2割に引き上げられます。

ただし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間について、自己負担割合は1割に据え置かれます。

4 高額介護合算療養費制度の創設について

医療保険と介護保険における1年間の自己負担額が著しく高額になる場合に、医療保険の自己負担額及び介護保険の自己負担額を合算した額に対して自己負担限度額を設定し、その限度額を超えた額が「高額介護合算療養費」等として支給される制度が創設されました。

なお、詳細につきましては、確定次第、別途通知いたします。

5 入院時生活療養費の支給対象者の範囲について

現在の支給対象年齢は70歳以上となっていますが、平成20年4月1日以降は、65歳以上が対象となります。

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
入院時生活療養費支給年齢	70歳以上	65歳以上

6 直営病院及び地方職員共済組合診療所の自己負担割合の変更

現在、組合員が四国中央病院等の直営病院及び地方職員共済組合高知診療所を受診されたときは、医療費の自己負担割合として1割を負担していただいておりますが、平成20年4月1日以降、自己負担割合が3割に変更になります。

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
自己負担割合	1割負担	3割負担